

令和8年第4回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和8年4月2日（木）午後2時00分から午後2時50分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ
事務局	局長 荻曾 英勝、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議案	第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第14号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について
議長	開会に先立ち、事務局から発言を求められています。事務局お願いします。
局長	新任のあいさつ
課長	職員異動の報告 加藤：あいさつ
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和8年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和8年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、7番柴田智弘委員、8番近藤辰夫委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局	それでは、事務局に説明を求めます。 日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転3件、使用貸借権の設定1件の合計4件です。 受付番号1番は、京都市左京区の方と土田の法人との間における使用貸借権の設定です。 土田地内において、使用借人は、申請地を借り受け、事業所利用者の就労機会の場として利用することです。 詳細については、資料のとおりです。 本案件は、3月の審議案件3条、受付番号2番3番と同じ条件に関連していて、隣接する農地です。使用貸借の期間は3年です。 受付番号2番は、西帷子の方外2名と西帷子の方との間における売買による所有権移転です。 西帷子地内において、譲受人は申請地を取得して、営農規模の拡大を図ることです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号3番は、美濃加茂市の方と柿下の方との間における売買による所有権移転です。 柿下地内において、譲受人は自己所有地に隣接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図ることです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号4番は、名古屋市天白区の方と今の方との間における売買による所有権移転です。 瀬田地内において、譲受人は申請地を取得して、経営規模の拡大を図ることです。 詳細については、資料のとおりです。 以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
奥田委員	受付番号1番、土田お願いします。 農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。 受付番号1番は、先月も審議いただきました案件と隣接した場所の農地です。借受人は、事務局から説明がありましたが、就労継続支援B型事業所を運営しており、事業所利用者の就労機会の場として農地を有効活用されます。現在、先月の許可地において、竹の伐採など耕作に向けて作業が進められており、一体利用できるため、問題ないと思います。
議長 山本(寛)委員	受付番号2番、西帷子お願いします。 推進委員3番の山本から現地確認の報告をします。 受付番号2番は、西帷子の一番奥、石原にある農地で、譲渡人3人は、高齢となり十分な管理が出来ないため保全管理地となっており、不法投棄も頻繁にあり、一部農地には、剪定木や太い木、廃材が放置されている状態です。譲受人は取得後、剪定木などを整理し、ブルーベリーなどの果樹を植えて管理される計画と聞いています。以上のことから、問題

		ないと思います。
議 長		受付番号 3 番、柿下お願いします。
竹 谷 委 員		農業委員 11 番の竹谷から現地確認の報告をします。
		受付番号 3 番は、柿下の県道交差点、NTT 交換中継所北の土地改良施工エリア内にある農地です。譲受人は隣接地を耕作されており、今回取得後は、効率よく耕作できますので、問題ないと思います。
議 長		受付番号 4 番、瀬田お願いします。
玉 田 委 員		農業委員 12 番の玉田から現地確認の報告をします。
		受付番号 4 番は、瀬田地内にある農地で、広見東地区センターから南へ 300m ほどの位置にあり、土地改良施工エリア内にある長年耕作されていない農地です。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており耕作管理が出来なかったことから、譲受人が購入して耕作管理される計画であり、問題ないと思います。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質問なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 13 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第 13 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、日程第 3、議案第 14 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
		それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第 3、議案第 14 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。
		今月の申請は、1 件です。
		受付番号 1 番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見地内で、貸駐車場敷地にするとのことことです。
		立地基準判定は、第 3 種農地となります。
		その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
		周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことことです。
		本案件は、昭和 55 年頃より、農地法の許可を得ず、養父が申請地をタクシー会社に貸して以来、貸し駐車場として利用していたため、始末書が提出されています。
		本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議 長		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号 1 番、広見お願いします。
奥村（保）委員		農業委員 13 番の奥村から現地確認の報告をします。
		受付番号 1 番は、広見の JA めぐみの可児の南東、区画整理地内にあり、昭和 55 年頃よ

議	長	りタクシー会社に貸して以来、貸し駐車場として利用されていたため始末書が提出されている案件です。現状のまま使用されますので、問題ないと思います。
委	員	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 14 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 14 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 4、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
事	務 局	それでは、事務局に説明を求めます。 日程第 4、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転 4 件、使用貸借権の設定 1 件の合計 5 件です。 受付番号 1 番は、今渡の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 受付番号 2 番は、名古屋市瑞穂区の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、下恵土地内で、2 区画に宅地分譲するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 受付番号 3 番は、横浜市南区の方と名古屋市千種区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して 4 区画に宅地分譲するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、隣接地の農地はありません。 受付番号 4 番は、大森の方と大森の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、大森地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、農家分家住宅を建築す

ることです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

本案件は、令和8年2月3日に農振除外されています。

受付番号5番は、名古屋市中村区の方と関市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、隣接地を一体利用して事業用の駐車場及び資材置場を整備することです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしのことです。

昭和36年頃より、農地法の許可を得ず、倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

江口委員

受付番号1番、今渡をお願いします。

推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡、鳴子公民館の東にある農地を転用して一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水排水は東側の市道側溝への排水となり、上下水道とも整備されており、土地改良区の同意もあり、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、下恵土をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土徳野の農地で、譲渡人は相続により取得しましたが遠方に居住しており管理できないため、譲受人が取得し2区画に宅地分譲するための転用申請です。南の道路は徳野南区画整理事業地で、雨水排水は、道路側溝への排水となり、上下水道とも整備されております。周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号3番、土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、土田小学校の南、県道に接した場所にあり、現在空き家となっている宅地に接してる農地を一体利用して4区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接者への説明も済み、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は宅内に集水桝を設け、東側の水路へ排水し、上下水道とも整備されており、転用されても、

議	長	問題ないと思います。
奥村（松）委員		受付番号4番、大森お願いします。 推進委員5番の奥村が受付番号4番の案件について報告します。 受付番号4番は、大森辻洞地内にある農地を令和8年2月3日に農振除外し、農家分家住宅を建築するための転用申請です。雨水は、道路側溝への排水、隣接地への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。上下水道とも整備されています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号5番、兼山お願いします。
三宅委員		推進委員9番の三宅が受付番号5番の案件について報告します。 受付番号5番は、兼山宮町にある農地を隣接地と一体利用して事業用の資材置場として利用するための転用申請です。一体利用地の奥にある農地で物置が設置されていたため始末書が提出されている案件です。現状のまま使用され、雨水は隣接地との間にある側溝への排水となります。転用されても、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第15号は、原案のとおり許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第15号は、原案のとおり許可相当として市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第5、議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。 はじめに、本案件は、農業委員9番の奥村武司委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により審議に加わることはできません。 したがって、本案件の審議の間、奥村委員の退席を求めます。
		（奥村武司委員 退席）
		それでは、事務局に説明を求めます。
事務局		日程第5、議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。 別葉の議案第16号をご覧ください。 今月は、10件、17,929㎡の農地について、農地中間管理機構を經由し、使用貸借権を設定する計画となっています。 対象となる農地の内訳は、久々利で5筆、塩河で3筆、羽崎及び土田で各1筆、となっています。 貸付先は、二野の法人に3筆、名古屋市名東区の法人に3筆、中恵土の方に3筆、土田の方に1筆となっています。

		なお、新規の集積が6筆、13,898㎡となっています。 貸借期間は、令和8年4月30日から令和18年4月29日までの10年間と令和8年4月30日から令和13年4月29日までの5年間のいずれかとなっています。 集積する農地の詳細等は、別添の資料のとおりとなっています。 なお、貸付先である名古屋市名東区の法人は、可児市では新規の集積になります。この法人について、担当から説明いたします。
農林課担当者	議長	農林課担当者、古田から貸付先の法人について説明。 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	議長	【意見・質疑なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第16号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
委員	議長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第16号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。 それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。 （奥村武司委員 着席）
議長	議長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	議長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局		それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 - 農地の適正管理の3月指導分について報告します。 実績なし - 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の3月届出分です。 届出はありませんでした。 - 農業用施設の届出書の3月届出分です。 別添資料1をご覧ください。（件数1件） - 農地台帳非登載確認申請の3月申請分です。 申請はありませんでした。 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の3月受理件数です。 6件の届出がありました。 田 18筆 10,270.81㎡ 畑 7筆 1,855.00㎡ 合計 25筆 12,125.81㎡ - 令和8年度最適化活動の目標の設定等について 別添資料2により説明。 - 地域計画の変更について
農林課担当者		別添資料3により説明（農林課担当者古田より説明） 質問等ある場合は農林課へ問い合わせください。

事務局

今後は、次回総会にて審議予定です。

資料を持ち帰っていただき、各自内容を確認してください。意見、質問等ある場合は農林課へ問い合わせいただくか、農業委員会事務局へ連絡してください。

8. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は4月27日の月曜日を予定しています。

また、令和8年第5回農業委員会総会は、令和8年5月1日金曜日に午後3時から通常より1時間遅い開催となりますので注意してください。

庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

9. その他

中村委員

- ・第5回総会終了後、職員異動に伴う懇親会、親睦会を開催します。

場所等は、決定して連絡します。予定をお願いします。

- ・4月9日、10日の親睦旅行について

一部行程を変更したので、承知してほしい。

ボランティアガイドを依頼した施設もあるので、団体行動に協力をお願いします。

議長

これをもちまして、令和8年第4回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。